文字の大きさ 標準 拡大

● 色変更・音声読み上げ・・ ルビ振り







会見・報 道・お知 らせ 法務 省の 概要 試験・ 資格・ 採用 政策・ 審議会 等 申請・手 続・相談 窓口 白書・ 統計・ 資料

伙水

<u>トップページ</u> > <u>政策・審議会等</u> > <u>国民の基本的な権利の実現</u> > <u>人権擁護局フロントページ</u> > 人権相談

人権相談



ひとりで悩まずにご相談ください

Don't worry alone. Cousult with us first.



人権イメージキャラクター 人KENまもる君

法務局(支局を含む)において人権相談をされる方へ

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、来庁される方々への感染拡大防止のため、法務局(支局を含む)では、当分の間、できる限り電話又はインターネットによる相談をお願いしていますので、「みんなの人権110番 0570-003-110」又は「インターネット人権相談窓口 https://www.jinken.go.jp/」を御利用ください。

人権相談はこちら

様々な人権問題の電話による相 談

たMtの 1 特士…

の人権問題

いじめ・虐待など子どもの人権問題

みんなの人権**110**番 0570-003-110



女性の人権ホットライン 0570-070-810



子どもの人権110番 0120-007-110

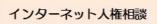


子どもの人権問題(手紙による 相談) 様々な人権問題のインターネット による相談

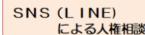
セクハラ・家庭内暴力など女性

人権に関する相談をLINE上で 受け付けています









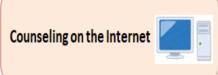
LINE

Information on the Human Rights Counseling in foreign languages



Human Rights counseling in foreign languages You can consult Human Rights issues





Face-to-face Counseling



人権相談Q&A

どんなことを相談にのってくれるの?

セクハラやパワハラ、家庭内暴力、体罰やいじめ、インターネットでの誹謗中傷、差別など、「自分の悩みは人権侵害かも?」と思ったら、一人で悩まず、気軽にご相談ください。秘密は守ります。相談は無料です。

誰が相談にのってくれるの?どのような相談方法があるの?

全国各地の法務局の職員や、人権擁護委員※が人権に関するご相談をお受けしています。 あなたの悩みの解決のため、最善の方法を一緒に考えます。相談方法は、電話相談や窓口相談、インターネット相談等があります。あなたの相談しやすい方法で、ご相談ください。

※人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動を している民間の人たちです。









相談をきいて、どのように対応してくれるの?

職員又は人権擁護委員が必要に応じて調査を行います。調査は関係者の任意の協力を得て行います。

調査結果に基づき人権侵害が認められるかどうかを判断し、必要に応じて適切な「措置」※をとります。 措置にはさまざまな種類があります。手続終了後も、必要に応じてアフターケアを行います。

※救済措置は、関係者の理解を得て、自主的な改善を促すことを主な目的とするもので、強制力はありません。

調査の結果によっては、侵犯事実が認定できない場合もあります。

援助



関係機関への紹介, 法律上の 助言等を行う。

調整



当事者間の関係調整を行う。

説示・勧告<



人権侵害を行った者に改善を求める。

法務省の人権擁護機関による救済措置

援助関係機関への紹介、法律上の助言等を行います。

調整 当事者間の関係調整を行います。

説示・勧告 人権侵害を行った者に対して改善を求めます。

要請実効的対応ができる者に対し、必要な措置をとるよう求めます。

通告 関係行政機間に情報提供し、措置の発動を求めます。

告発 刑事訴訟法の規定により、告発を行います。

事件の関係者や地域に対し、人権尊重に対する理解を深めるための働きかけを

行います。

具体的な相談事例と救済措置はこちら



その他

当局では、SNS(LINE)による人権相談を行うため、LINE公式アカウントを取得しました。LINE公式アカウントの運用指針は別添のとおりです。なお、本件に関する御質問は、法務省人権擁護局調査救済課までお問い合わせください。

SNS(LINE)による人権相談におけるLINE公式アカウントの運用指針

人権擁護局フロントページへ

この記事に関する問い合わせ先

Adobe Readerのダウンロードページへ PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Reader が必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。リンク先のサイトはAdobe Systems社が運営しています。

▲ ページトップへ

★務省公式Twitter

You Tube法務省チャンネル

政策・審議会 会見・報道・ 法務省の概要 試験・資格・ 申請・手続・ 白書・統計・ お知らせ 採用 等 相談窓口 資料 大臣・副大臣・ 政務官 大臣会見等 司法試験 省議・審議会等 情報公開・公文 白書・統計 書管理 法務省幹部一覧 プレスリリース 資格試験 司法制度改革の 予算・決算 個人情報保護 推進 組織案内 一筆書きキャラ 採用試験 パンフレット・ リーフレット・ バン 国民の基本的な 行政手続の案内 所管法令 その他の採用情 権利の実現 ポスター 法務省ソーシャ 法令適用事前確 国会提出法案な ルメディア公式 刑事政策 認手続

法務省の沿革

アカウント 政府調達情報

主な法務省主催 イベント

その他のお知ら t

法務省: 人権相談

出入国在留管理

国を当事者とす る訴訟などの統 一的·一元的処

第14回国際連 合犯罪防止刑事 司法会議(京都 コングレス)

政策評価等

パブリックコメ ント

新型コロナウイ ルス感染症関連 情報

その他の政策・ 施策

オンライン申請

相談窓口

法務省だよりあ かれんが

法務図書館蔵書

検索 法令外国語訳デ

ータベース

キッズルーム

法務資料

赤れんが棟・法 務史料

法務省パンフ レット

ご利用にあ たって

政府関連

ご意見・

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1(法務省アCopyright © The Ministry of Justice All Right Reserved.

クセス)

電話:03-3580-4111(代表)

法人番号1000012030001